

公園施設利用促進事業補助金

市内の都市公園の利用促進と賑わいの創出、及び地域の発展を図るため、市内の都市公園においてイベントを実施する団体等に対して補助金の交付を実施します。

【対象となる事業】 次のすべてに該当する事業

- ① 市内の公園を利用して実施するイベントであること
- ② 市内都市公園の利用促進を図り海津市及び施設のイメージアップ等につながるもの
- ③ 市全体及び市外から参加者が広く見込める事業であるもの
- ④ イベント内容については誰でも参加できるもの
- ⑤ 他団体から補助を受けていないもの
- ⑥ 交付決定前に着手したイベントは補助対象外となります。

【対象となる者】 次のすべてに該当する方

- ① イベントを適正に実施する能力があると十分に認められるもの
- ② 政治的活動または宗教的活動を目的としないもの
- ③ 公序良俗に反する活動を目的としないもの
- ④ 暴力団等の反社会的勢力、または密接な関係を有する団体に該当しないもの

【補助金】

補助対象事業に要する補助対象経費の額の1/2
(1,000円未満の端数切り捨て) ※上限50万円

【受付開始】 令和6年6月3日(月)から(令和7年2月末日までに完了できるもの)

【受付数】 先着順 2件

【申込方法】

イベントを開催する30日前までに補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、建設都市計画課の窓口もしくは郵送で提出してください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。

【問い合わせ・申込み先】

海津市役所 都市建設部 建設都市計画課

〒503-0695 海津市海津町高須515番地 電話0584-53-1425 (直通)

手続きの流れ

	申請者	海津市 建設都市計画課
手順1	事前相談 提出書類の用意	
手順2	補助金交付申請書の作成 (イベント開催30日前まで) 各種団体との事前打ち合わせ	
		書類審査・交付決定
手順3	イベントの開催	
手順4	実績報告書の提出	
		完了確認・交付額の確定
手順5	交付請求書の提出	
		補助金の交付